

IFRIC Update 2020年4月

IFRIC Update は、IFRS 解釈指針委員会（委員会）が公開の会議で至った決定の要約である。

委員会は、2020年4月29日に会合し、下記の項目について議論した。

[現在のアジェンダにある項目](#)

- サプライチェーン・ファイナンス契約 — リバース・ファクタリング — アジェンダ・ペーパー3

[委員会のアジェンダ決定](#)

- 資産の回収に関する複数の税務上の帰結（IAS 第12号「法人所得税」） — アジェンダ・ペーパー2

[その他の事項](#)

- 委員会の仕掛中の作業 — アジェンダ・ペーパー4

関連情報

今後のIFRS 解釈指針委員会の会議日程：

2020年6月16日–17日

[解釈指針委員会の未確定項目](#)

[現在のアジェンダにある項目](#)

サプライチェーン・ファイナンス契約 — リバース・ファクタリング — アジェンダ・ペーパー3

委員会は、サプライチェーン・ファイナンス契約に関する要望についてのリサーチ及びアウトリーチの要約を受け取った。要望は、特にリバース・ファクタリング契約に関連した負債の表示及び開示について質問していた。

今後のステップ

委員会は、今後の会議で議論を継続する。

[委員会のアジェンダ決定](#)

アジェンダ決定の公表のプロセスは、しばしば、それ以外では利用可能でなくそれ以外で入手することが合理的に予想できなかった新しい情報を提供する説明資料をもたらすことがある。このため、企業は、アジェンダ決定の結果として会計方針を変更する必要があると判断する必要がある。審議会は、企業はその判断を行い変更を適用するための十分な時間を与えられるであろうと予想している（例えば、企業は、変更を適用するために、新しい情報を入手したりシステムを修正したりすることが必要となる場合がある）。

委員会は、以下の事項について議論し、基準設定アジェンダに追加しないことを決定した。

資産の回収に関する複数の税務上の帰結（IAS 第 12 号「法人所得税」） — アジェンダ・ペーパー2

委員会は、資産の帳簿価額の回収が複数の税務上の帰結を生じさせる場合の繰延税金に關しての要望を受けた。この要望書に記載された事実パターンは、次のとおりである。

- a. ある企業が、耐用年数を確定できる無形資産（ライセンス）を企業結合の一部として取得する。このライセンスの当初認識時の帳簿価額は CU100 である。企業はライセンスの帳簿価額を使用を通じて回収することを意図しており、ライセンスの予想残存価額はゼロである。
- b. 適用される税法は2つの課税制度を規定している。法人所得税制とキャピタル・ゲイン税制である。両方の制度で支払われる税金はIAS 第 12 号における法人所得税の定義を満たす。ライセンスの帳簿価額の回収は、下記の両方の税務上の帰結を生じさせる。
 - i. 法人所得税制 — 企業はライセンスの帳簿価額の使用を通じての回収により受ける経済的便益について法人所得税を支払うが、ライセンスの償却に關しての税務上の損金算入は受けない（課税対象となる使用による経済的便益）。
 - ii. キャピタル・ゲイン税制 — 企業はライセンスが期限満了となる場合に CU100 の税務上の損金算入を受ける（キャピタル・ゲイン控除）。
- c. 適用される税法は、企業が課税所得を算定する際に、キャピタル・ゲイン控除を課税対象となる使用による経済的便益と相殺することを禁じている。

要望書は、企業が資産の税務基準額をどのように算定するのか、またそれゆえ、繰延税金をどのように認識し測定するのかを質問していた。

IAS 第 12 号における基本原則

IAS 第 12 号の基礎となっている基本原則（IAS 第 12 号の第 10 項に記述されている）は、「企業は、限定的な例外を除き、資産又は負債の帳簿価額の回収又は決済により、将来の税金支払額が、その回収又は決済が税務上何らの影響も及ぼさない場合に比して多く（少なく）なる場合にはいつでも、繰延税金負債（資産）を認識すべきである」というものである。

基本原則の事実パターンへの適用

この資産の帳簿価額の回収は2つの別個の税務上の帰結を生じさせる。課税対象となる使用による経済的便益と、課税所得の算定にあたって相殺できないキャピタル・ゲイン控除である。したがって、IAS 第 12 号における基本原則を適用して、企業は資産の帳簿価額の回収のこれらの別個の税務上の帰結を区分して反映する。

企業は、一時差異の識別を次の両者の比較によってこれらの別個の税務上の帰結を反映する方法で行う。

- a. 資産の帳簿価額のうち、一方の税制において回収される部分
- b. 同じ税制において企業が受けることとなる税務上の損金算入（資産の税務基準額に反映される）

要望書に記載された事実パターンでは、委員会は、企業は次の両方を識別すると結論を下した。

- a. 将来加算一時差異 CU100 — 企業はライセンスの帳簿価額（CU100）を法人所得税制において回収するが、当該税制では税務上の損金算入は受けない（すなわち、税務基準額のどの部分も法人所得税制における損金算入には關連しない）。

- b. 将来減算一時差異 CU100 — 企業はライセンスの帳簿価額のどの部分もキャピタル・ゲイン税制では回収しないが、ライセンスの期限満了時に CU100 の損金算入を受ける（すなわち、税務基準額の全額がキャピタル・ゲイン税制における損金算入に関連している）。

企業はそれから、識別した一時差異に係る繰延税金の認識及び測定にあたって、適用される税法を考慮して IAS 第 12 号の要求事項を適用する。

委員会は、IAS第12号の諸原則及び要求事項は、要望書に記載された事実パターンにおいて企業が繰延税金を認識し測定するための適切な基礎を提供していると結論を下した。したがって、委員会はこの事項を基準設定アジェンダに追加しないことを決定した。

その他の事項

委員会の仕掛中の作業 — アジェンダ・ペーパー4

委員会は、2020年4月の会議で議論しなかった事項の現状についてのアップデートを受けた。

Disclaimer: The content of this *Update* does not represent the views of the International Accounting Standards Board or the IFRS® Foundation and is not an official endorsement of any of the information provided. The information published in this *Update* originates from various sources and is accurate to the best of our knowledge.

免責事項：本アップデートの内容は、IASB 及び IFRS 財団の見解を表わすものではなく、提供されるいかなる情報も公式に承認されたものではない。本ニュースレターで公表される情報は、さまざまな情報源から作成しており、我々の知識の限りにおいて正確なものである。

Copyright © IFRIC *Update* is published after every IFRS Interpretations Committee meeting by the IFRS Foundation.

コピーライト © IFRIC *Update* は各 IFRS 解釈指針委員会会議の後に IFRS 財団により公表されるものである。

ISSN 1477-206X